

令和7年6月24日

宗像市議会
議長 岡本 陽子 様

総務常任委員会
委員長 新留 久味子

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を報告します。

記

第56号議案 宗像市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 について

高齢者の雇用等の支援強化を目的として、公益社団法人宗像市シルバー人材センターに職員を派遣するため、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

職員の派遣先に、公益社団法人宗像市シルバー人材センターを加える。なお、今後はこの条例を根拠に管理職級の市職員を派遣する予定である。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第57号議案 工事請負契約の締結について

宗像市防災行政無線システム再整備事業を実施するため、工事請負契約を締結するに当たり、宗像市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 工 事 名
宗像市防災行政無線システム再整備事業
- 2 請負契約額
3億6,143万2,500円
(うち消費税及び地方消費税相当額3,285万7,500円)
- 3 工事請負人
福岡市博多区東比恵三丁目1番2号

エコー電子工業株式会社 本社

本社責任者 ^{もり} 守 ^{まさゆき} 正幸

4 履行期間

議決した旨を通知した日の翌日から令和8年3月16日まで

5 契約方法

随意契約（公募型プロポーザル方式による選考）

6 そ の 他

- （1）国の緊急防災・減災事業債を活用し、災害発生時等の迅速な情報伝達を実現するために老朽化した市防災行政無線システムの再整備を行うもの。現在、島嶼部と沿岸部に設置している防災行政無線スピーカーと内陸部に設置している消防モーターサイレンを統合し、音声明瞭化機能を搭載した高性能スピーカーを市全域に設置する。また、平常時には一般行政事務における連絡や案内等、生活情報の提供による住民サービスの向上や公共福祉の増進のために活用する予定である。
- （2）公募型プロポーザル方式による選考を行い、1者から応募があった。選考委員会では、現在のスピーカーやサイレンを統合して市全域に高性能スピーカーを設置すること、システムが故障を検知した場合は60分以内に業者による一時対応が可能であること、J－A L E R Tや市の防災情報ダッシュボードといった既存システムとの連携が可能であることの3点が主に評価され、審査点数800点満点中592点という良好な点数を獲得したことから、提案のあった1者を契約候補者として選定した。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第58号議案 財産の取得について

消防団市役所・県総合庁舎合同分団に配備する消防ポンプ自動車（3.5t未満）を購入するため、物品売買契約を締結するに当たり、宗像市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1 取得する財産の種類等

消防団市役所・県総合庁舎合同分団に配備する消防ポンプ自動車（3.5t未満）

2 取得価格

2,303万9,270円

（うち消費税及び地方消費税相当額208万9,336円）

3 契約の相手方

福岡市中央区長浜二丁目3番40号

愛知ポンプ工業株式会社

代表取締役 ^{ありま} 有馬 ^{たく} 拓

4 履行期間

議決した旨を通知した日の翌日から令和8年3月27日まで

5 契約方法

指名競争入札（入札参加者 3 者）

6 その他

消防団市役所・県総合庁舎合同分団（機能別分団）に配備する消防ポンプ自動車 1 台を購入する。若年層の消防団員も運転ができるよう、平成 29 年の道路交通法改正後に取得した普通自動車免許で運転できる車両総重量 3.5 トン未満の消防ポンプ自動車とした。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 59 号議案 財産の取得について

消防団第 4 分団に配備する消防ポンプ自動車を購入するため、物品売買契約を締結するに当たり、宗像市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1 取得する財産の種類等

消防団第 4 分団に配備する消防ポンプ自動車

2 取得価格

2,577 万 7,840 円

（うち消費税及び地方消費税相当額 233 万 9,506 円）

3 契約の相手方

福岡市中央区平尾三丁目 17 番 6 号

ジーエム市原工業株式会社

代表取締役 ^{さわだ} 澤田 ^{よしゆき} 悦幸

4 履行期間

議決した旨を通知した日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで

5 契約方法

指名競争入札（1 回目：入札参加者 6 者、2 回目：入札参加者 3 者）

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

請願第 1 号 日本政府に核兵器禁止条約への参加を求める請願

【請願者】

宗像市土穴一丁目 15 番 20 号

むなかた九条の会共同代表 谷本 純一 氏

宗像市日の里8丁目14番地21

原発なくそう！九州玄海訴訟地域原告団しこむ会代表 岡本 良治 氏

宗像市徳重一丁目11番22号

新日本婦人の会宗像支部長 鐘井 秀子 氏

宗像市自由ヶ丘9丁目7番地1

全日本年金者組合宗像支部長 須田 鋭一 氏

福津市勝浦1969番地の1

福岡県退職教職員協議会宗像支部長 花田 浩明 氏

宗像市栄町12番19号

宗像市から政治をかえる会共同代表 武内 正夫 氏

宗像市から政治をかえる会共同代表 唐崎 裕治 氏

宗像市赤間文教町1番1号

福岡教育大学教職員組合執行委員長 笹原 浩仁 氏

宗像市朝野88番地

福岡市被爆者の会 蓮本 美代子 氏

【請願の趣旨】

「日本政府に核兵器禁止条約への参加を求める意見書」を宗像市議会で採択し、採択された意見書を内閣総理大臣及び外務大臣・衆議院議長・参議院議長宛に送付することを求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 請願者の意見陳述では、令和6年に日本原水爆被害者団体協議会が「核のタブー」確立に大きく貢献したことを理由にノーベル平和賞を受賞したことやアメリカ合衆国の国家情報長官が訪日後に核兵器使用への反対を表明したことなど、時流の変化を受けて改めて本請願に至ったことが語られた。
- 2 核兵器禁止条約は、現在94か国が署名し、73か国が批准している。
- 3 紹介議員からは、請願者が核兵器のない世界の実現を願って改めて請願を提出したことや、長崎県議会が日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書を全会一致で採択したほか、令和7年の3月議会では全国で新たに15の自治体が同様の意見書を採択したことなどが追加で語られた。

【意 見】

（賛成意見）

・日本は唯一の被爆国であり、核兵器のもたらす甚大で残虐な被害を経験したからこそ、世界に核兵器の廃絶を訴えていくべきである。核兵器禁止条約に参加することは、被爆者の願いに応え、核兵器のない世界を目指す姿勢を明確にすると考える。

・アメリカ合衆国の核の傘に守ってもらうという防衛論があるが、実際は米軍の最前線に日本が立たされることにほかならないと考える。宗像市は、非核・平和都市宣言のまちであり、核兵器廃絶の最前線に宗像市が立つべきである。

（反対意見）

・請願者の気持ちは重く受け止めているが、核廃絶を進める一方で国の安全保障についても同時並行で考える必要がある。日本の責務は、核保有国を同じテーブルに着かせ、まずは核軍縮、次

に廃絶へと進めるために世界の先頭に立って指揮を執ることだを考える。

・請願者の思いは理解するが、核廃絶と同じレベルで国の安全保障についても議論されるべきであるとする。本請願は、国防議論から切り離された内容であることから賛成し難い。

【審査結果】

委員会は、賛成少数で不採択とした。